する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について」 (平成12年3月30日付け老企第52号厚生省老人保健 福祉局長企画課長通知)の規定によるものに限られている ことに留意すること。

(3)食費、管理費等

ア・イ (略)

ウ 家賃相当額や介護費用以外の名目で一時金を徴収する場合の返還金の取扱いについては、(1)ウによること。

- 10. 契約内容等
- (1)契約締結に関する手続等

ア 契約に際して、契約手続、利用料等の支払方法などについて事前に十分説明すること。<u>特定施設入居者生活介護事業者</u>の指定を受けたホームにあっては、入居契約時には<u>特定施設入居者生活介護</u>の提供に関する契約を締結しない場合であっても、入居契約時に、当該契約の内容について十分説明すること。

イ・ウ (略)

(2)(略)

(3) 重要事項の説明等

ア (略)

イ 重要事項説明書は、<u>老人福祉法第29条第4項の規定により、</u>入居相談があったときに交付するほか、求めに概要 交付すること。特に入居希望者に対しては、設置者の概等 、有料老人ホームの類型及び指定居宅サービスの種類(別 定により指定された居宅サービス等の種類(指定居宅介護 支援等を含む。)。以下同じ。)、契約内容を十分理解した上で契約を締結できるよう、契約には説明を行うこととし、その際には説明を行った者及び説明を受けた者の する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について」 (平成12年3月30日付け老企第52号厚生省老人保健福祉局長企画課長通知)の規定によるものに限られていることに留意すること。

(3)食費、管理費等

ア・イ (略)

- 10. 契約内容等
- (1)契約締結に関する手続等
  - ア 契約に際して、契約手続、利用料等の支払方法などについて事前に十分説明すること。特定施設入所者生活介護事業者の指定を受けたホームにあっては、入居契約時には特定施設入所者生活介護の提供に関する契約を締結しない場合であっても、入居契約時に、当該契約の内容について十分説明すること。

イ・ウ (略)

(2) (略)

(3) 重要事項の説明等

ア (略)

イ 重要事項説明書は、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付すること。特に入居希望者に対して対して対して、設置者の概要、有料老人ホームの類型及び指定居宅保険(当該有料老人ホームの設置主体が介護保保(当該有料老人ホームの設置主体が介種類(当該有料を大きな、以下同じ。)、契約内容を十分理解した上で契約を締結できるよう、契約締結前に計りな時間的余裕を持って重要事項説明書について十分な時間的余裕を持って重要事項説明を行うこととし、その際には説明を行った者及び説明を付た者の署名を行うこと。

署名を行うこと。

#### (4)体験入居

開設後においては、契約締結前に体験入居の途を設けること。

ア (略)

イ 募集広告等入居募集の際、誇大広告等により、入居者に 不当に期待をいだかせたり、それによって損害を与えるよ うなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示をする とともに、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」(平 成16年公正取引委員会告示第3号)を遵守すること。特 に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に要 する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でな い場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に 誤解を与えるような表示をしないこと。

(5)・(6)(略)

#### 1 1. 情報開示

(1) 有料老人ホームの運営に関する情報

各有料老人ホームにおいて、<u>老人福祉法第29条第4項の</u>情報開示の規定を遵守し、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、契約書(特定施設入居者生活介護の提供に関する契約書を含む。)、管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。

一時金を受領する施設にあっては、一時金が将来の居住費 用、サービス費用に充てられるものであることから、貸借対 照表及び損益計算書又はそれらの要旨についても、入居者及 び入居希望者の求めに応じ閲覧に供すること。さらに、有料 老人ホームの経営状況・将来見通しに関する入居者等の理解 に資する観点から、事業収支計画についても閲覧に供するよう う努めるとともに、貸借対照表等の財務諸表について、入居 者等の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮するこ と。

#### (4)体験入居

開設後においては、契約締結前に体験入居の途を設けること。

ア (略)

イ 募集広告等入居募集の際、誇大広告等により、入居者に 不当に期待をいだかせたり、それによって損害を与えるよ うなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示をする こと。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、 介護に要する費用の負担、介護を行う場所が入居している 居室でない場合の当該居室の利用権の存否等については、 入居者に誤解を与えるような表示をしないこと。

(5) • (6) (略)

#### 1 1. 情報開示

(1) 有料老人ホームの運営に関する情報

各有料老人ホームにおいて、パンフレット<u>の他</u>、重要事項 説明書、契約書(<u>特定施設入所者生活介護</u>の提供に関する契 約書を含む。)、管理規程等を公開するものとし、求めに応 じ交付すること。

一時金を受領する施設にあっては、一時金が将来の居住費 用、サービス費用に充てられるものであることから、貸借対 照表及び損益計算書又はそれらの要旨についても、入居者及 び入居希望者の求めに応じ閲覧に供すること。さらに、有料 老人ホームの経営状況・将来見通しに関する入居者等の理解 に資する観点から、事業収支計画についても閲覧に供するよう う努めるとともに、貸借対照表等の財務諸表について、入居 者等の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮するこ と。

## (2) (略)

## 別紙様式 (別紙のように改正する。)

## 別 表

### 有料老人ホームの類型及び表示事項

類型	類型の説明
介護付有料老	<u>介護等</u> のサービスが付いた高齢者向けの居住施
人ホーム	設です。
(一般型特定	介護が必要となっても、当該有料老人ホームが
施設入居者生	提供する特定施設入居者生活介護を利用しなが
活介護)	ら当該有料老人ホームの居室で生活を継続する
	ことが可能です。(介護サービスは有料老人ホ
	ームの職員が提供します。特定施設入居者生活
	介護の指定を受けていない有料老人ホームにつ
	いては介護付と表示することはできません。)
│ │介 護 付 有 料 老	  介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施
人ホーム	<u></u> 設です。
<u> </u>	  介護が必要となっても、当該有料老人ホームが
ス利用型特定	提供する特定施設入居者生活介護を利用しなが
施設入居者生	ら当該有料老人ホームの居室で生活を継続する
<u>活介護)</u>	ことが可能です。(有料老人ホームの職員が安
	否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは
	委託先の介護サービス事業所が提供します。特
	定施設入居者生活介護の指定を受けていない有
	料老人ホームについては介護付と表示すること
	<u>はできません。)</u>

## (2) (略)

### 別紙様式 (略)

## 別 表

### 有料老人ホームの類型及び表示事項

一			
類型	類型の説明		
介護付有料老人ホーム	<u>介護や食事等</u> のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入所者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。(特定施設入所者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)		

住宅型有料老人ホーム (注)	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となった場合、 <u>入居者自身の選択により、地域の</u> 訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能です。
	食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施 設です。介護が必要となった場合には、契約を 解除し退去しなければなりません。

(注) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないホームにあっ (注) 特定施設入所者生活介護の指定を受けていないホームにあっ ては、広告、パンフレット等において「介護付き」、「ケア付 き」等の表示を行ってはいけません。

### 〇介護付有料老人ホームの表示事項

表示事項		表示事項の説明
居住の権利形態(右のいずれかを表示)	<u>利用権方式</u>	建物賃貸借契約及び終身建物賃貸借契約以外の契約の形態で、 居住部分と介護や生活支援等の サービス部分の契約が一体となっているものです。
	<u>建 物 賃 貸 借 方</u> <u>式</u>	賃貸住宅における居住の契約形態であり、居住部分と介護等のサービス部分の契約が別々になっているものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容は有効になりません。

住宅型有料老人ホーム (注)	食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となった場合、訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能です。
健康型有料老人ホーム	食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施 設です。介護が必要となった場合には、契約を 解除し退去しなければなりません。

ては、広告、パンフレット等において「介護付き」、「ケア付 き」等の表示を行ってはいけません。

### 〇介護付有料老人ホームの表示事項

表示事項		表示事項の説明
居住の権利形態(右のいずれかを表示)	<u>賃貸方式</u>	一般の賃貸住宅と同様に、家賃 相当額を月払いする方式です。
	<u>終身賃貸方式</u>	高齢者の居住の安定確保に関す る法律の規定に基づく終身建物 賃貸借事業の認可を受けたもの です。

I		<b> </b>	11		
	終身建物賃貸 借方式	建物賃貸借契約の特別な類型で 、都道府県知事から高齢者の居 住の安定確保に関する法律の規 定に基づく終身建物賃貸借事業 の認可を受けたものです。入居 者の死亡をもって契約を終了す るという内容が有効です。		終身利用権方	一時金方式による終身利用権で す。
利用料の支払 い方式	一時金方式	終身にわたって受領する家賃相 当額等の全部又は一部を前払い 金として一括して受領する方式			
	月払い方式	前払金を受領せず、家賃相当額 等を月払いする方式			
	選択方式	入居者により、一時金方式と月 払い方式のいずれかを選択でき ます。			
入居時の要件 (右のいずれ かを表示)		入居時において自立である方が 対象です。	入居時の要件 (右のいずれ かを表示)	入居時自立	<u>主たる入居者は、</u> 入居時において自立である方です。
n, で 衣 小 )	入居時要介護	入居時において要介護認定を受けている方(要支援認定を受けている方(要支援認定を受けている方を除く)が対象です。	<b>がそ衣小</b> )	入居時要介護	主たる入居者は、入居時におい て介護が必要である方です。
	<u>入居時要支援</u> ・要介護	入居時において要支援認定又は 要介護認定を受けている方が対 象です。		入居時自立· 要介護	<u>自立である方も介護が必要であ</u> る方も入居できます。
	入 居 時 自 立 ·	自立である方も要支援認定・要			

<u>要支援・要介</u> <u>護</u>	<u>介護認定を受けている方も入居</u> できます。			
※に都道府県 指定介護保険 名を入れて表 特定施設	介護が必要となった場合、当該 有料老人ホームが提供する <u>特定</u> 施設入居者生活介護サービス を 利用することができます。 <u>介護</u> サービスは有料老人ホームの職 員が提供します。(注 1)		護保険特定施	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入所者生活介護サービスを利用することができます。(注1)
<u>護保険特定施</u> <u>設</u> (外部サービ	介護が必要となった場合、当該 有料老人ホームが提供する特定 施設入居者生活介護サービスを 利用することができます。有料 老人ホームの職員が安否確認や 計画作成等を実施し、介護サー ビスは委託先の介護サービス事 業所が提供します。(注 1)			
か を表 示 。 ※	介護居室はすべて個室であるホームです。(注3) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(右のいずれ かを表示。※ には1~4の 数値を表示)	相 部 屋 あ り ( ※ 人 部 屋 ~ ※	介護居室はすべて個室であるホームです。(注3) 
<u>設である有料</u> 老人ホームの 介護にかかわ	現在及び将来にわたって要介護 者3人に対して職員2人(要介 護者1.5人に対して職員1人)以 上の割合(年度ごとの平均値) で職員が介護に当たります。こ れは介護保険の <u>特定施設入居者</u>			現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員2人(要介護者1.5人に対して職員1人)以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入所者

支示) (注	2:1以上	生活の ・
	2.5:1以上	す。 
		護者2.5人に対して職員1人)以 上の割合(年度ごとの平均値) で職員が介護に当たります。こ れは介護保険の <u>特定施設入居者</u>
	3:1以上	現在及び将来にわたって要介護 者3人に対して職員1人以上の 割合(年度ごとの平均値)で職 員が介護に当たります。介護保 険の特定施設入居者生活介護 サービスを提供するために少な くとも満たさなければならない 基準以上の人数です。
小部サービス	有料老人ホー	有料老人ホームの職員が安否確

	<u>生活介護</u> の基準の2倍以上の人数です。
2:1以上	現在及び将来にわたって要介護者2人に対して職員1人以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入所者生活介護の基準の1.5倍以上の人数です。
2.5:1以上	現在及び将来におして、 で対して、 で対して、 を表え、5人に対してとり値で、 では、 を表して、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を
3:1以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員1人の割合(年度ごとの平均値)で選員が介護に当たります。介護保険の特定施設入所者生活介護のサービスを提供するためにないよりによった。

		認や計画作成等を							
		サービスは委託先							
<u>老 人 ホ ー ム の</u>	<u>介 護 サービス</u>	ス事業所が提供し	<u>ます。</u>						
介護サービス	事業所								
提供体制(※	訪問介護								
に職員数、※	****								
※※※※に介	訪問看護								
護サービス事	<u>***</u>								
業所の名称を	通所介護								
入れて表示)	<u>***</u>								
(注5)									
その他(右に	提 携 ホ ー ム <u>利</u>	介護が必要となっ	た場合、提携		その他(右に該	提 携 ホ ー ム <u>移</u>	介護が必要と	なった場合、	提 携
該当する場合	用可 (※※※	ホーム(同一設置	置者の有料老人		当する場合に	<u>行型</u> (※※※	ホーム(同一	設置者の有料	老人
にのみ表示。	※ホーム)	ホームを含む)に	住み替えて <u>特</u>		のみ表示。※	ホーム)	ホームを含む)	に住み替え	て <u>特</u>
※※※に提携		定施設入居者生活	<u>介護</u> を利用す		※※に提携先		定施設入所者:	<u>生活介護</u> を利	用す
先の有料老人		ることができます	。 <u>(注 6)</u>		の有料老人ホ		ることができま	ぇす。 <u>(注5)</u>	_
ホームを入れ					一ムを入れて				
て表示)					表示)				
				L					

## 〇住宅型有料老人ホームの表示事項

表示事項	表示事項の説明
居住の権利形	建物賃貸借契約及び終身建物賃貸借契約以外の契約の形態で、
態(右のいず	居住部分と介護や生活支援等の
れかを表示)	サービス部分の契約が一体となっているものです。

## 〇住宅型有料老人ホームの表示事項

表示事項		表示事項の説明
居住の権利形態(右のいずれかを表示)	<u>賃貸方式</u>	一般の賃貸住宅と同様に、家賃 相当額を月払いする方式です。

	<u>建物賃貸借方</u> 式	賃貸住宅における居住の契約形態であり、居住部分と介護等のサービス部分の契約が別々になっているものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容は有効になりません。		終身賃貸方式	高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づく終身建物 賃貸借事業の認可を受けたもの です。
	終身建物賃貸 借方式	建物賃貸借契約の特別な類型で 、都道府県知事から高齢者の居 住の安定確保に関する法律の規 定に基づく終身建物賃貸借事業 の認可を受けたものです。入居 者の死亡をもって契約を終了す るという内容が有効です。		<u>終身利用権方</u> <u>式</u>	一時金方式による終身利用権で す。
利用料の支払 い方式	一時金方式	終身にわたって受領する家賃相 当額等の全部又は一部を前払い 金として一括して受領する方式			
	月払い方式	前払金を受領せず、家賃相当額 等を月払いする方式			
	選択方式	入居者により、一時金方式と月 払い方式のいずれかを選択でき ます。			
入居時の要件 (右のいずれ かを表示)	入居時自立	入居時において自立である方が 対象です。	入居時の要件 (右のいずれ かを表示)	入居時自立	<u>主として入居時より自立である</u> <u>者を入居要件としているホーム</u> <u>です。</u>
	入居時要介護	入居時において要介護認定を受 けている方(要支援認定を受け		入居時要介護	主として入居時より要介護であ る者を入居要件としているホー

	<u>入居時要支援</u> ·要介護 	ている方を除く)が対象です。
	<u>要支援・要介</u> <u>護</u>	<u>介護認定を受けている方も入居</u> <u>できます。</u>
介護保険(右 の事項を表示 )		介護が必要となった場合、介護 保険の在宅サービスを利用する ホームです。
居室区分(右 のいずれかを 表示。※には 1~4の数値 を表示)	全室個室	介護が必要となった場合に介護サービスを利用するための居室は、一般居室又は個室の介護居室となります。
2477	—	介護が必要となった場合に介護 サービスを利用するための居室 は、相部屋となる場合がありま す。
	行型 (※※※	介護が必要となった場合、提携ホーム(同一設置者の有料老人ホームを含む)に住み替えて <u>特定施設入居者生活介護</u> を利用することができます。(注 6)

		<u>ムです。</u>
	<u>入居時自立・</u> <u>要介護</u>	<u>自立である者も要介護である者</u> も入居できるホームです。
介護保険(右の事項を表示)	*	介護が必要となった場合、介護 保険の在宅サービスを利用する ホームです。
居室区分(右 のいずれかを 表示。※には 1~4の数値 を表示)	全室個室	介護が必要となった場合に介護 サービスを利用するための居室 は、一般居室又は個室の介護居 室となります。
E 47.7)		介護が必要となった場合に介護 サービスを利用するための居室 は、相部屋となる場合がありま す。
	行型 (※※※	介護が必要となった場合、提携ホーム(同一設置者の有料老人ホームを含む)に住み替えて <u>特定施設入所者生活介護</u> を利用することができます。(注 5)

- 者生活介護サービスに代えて、訪問介護等の介護サービスを 利用することが可能です。
- |注2)ー般居室はすべて個室となっています。この表示事項は介|注2)ー般居室はすべて個室となっています。この表示事項は介 護居室(介護を受けるための専用の室)が個室か相部屋かの 区分です。従って、介護居室を特に設けず、一般居室におい て介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、「個 室介護」と表示することになります。
- ものに限ることとしていますので、一の居室をふすま、可動 式の壁、収納家具等によって複数の空間に区分したものは個 室ではありません。
- |注4)介護にかかわる職員体制は、当該有料老人ホームが現在及||注4)介護にかかわる職員体制は、当該有料老人ホームが現在及 び将来にわたって提供しようと想定している水準を表示する ものです。従って、例えば、現在は要介護者が少なく1.5:1 以上を満たす場合であっても、要介護者が増えた場合に2.5: 1程度以上の介護サービスを想定している場合にあっては、2 .5: 1 以上の表示を行うことになります。なお職員体制の算 定方法については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備 及び運営に関する基準第175条第1項第2号イ及び同第2項の 規定によります。なお、「1.5:1」、「2:1」又は「2.5 : 1」の表示を行おうとする有料老人ホームについては、年 度ごとに職員の割合を算定し、表示と実態の乖離がないか自 ら検証するとともに、入居者等に対して算定結果及びその算 定方法について説明することが必要です。
- 注5)訪問介護、訪問看護及び通所介護以外のサービスについて 、 委 託 先 の サ ー ビ ス 事 業 所 が あ る 場 合 に は 、 サ ー ビ ス 区 分 及 びサービス事業所の名称を表示することが必要です。
- 老人ホーム等は含まれません。

- |注1) 入居者が希望すれば、当該有料老人ホームの特定施設入居|注1) 入居者が希望すれば、当該有料老人ホームの特定施設入所 者生活介護サービスに代えて、訪問介護等の介護サービスを 利用することが可能です。
  - 護居室(介護を受けるための専用の室)が個室か相部屋かの 区分す。従って、介護居室を特に設けず、一般居室において 介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、「個室 介護」と表示することになります。
- 注3)個室とは、建築基準法第30条の「界壁」により隔てられた|注3)個室とは、建築基準法第30条の「界壁」により隔てられた ものに限ることとしていますので、一の居室をふすま、可動 式の壁、収納家具等によって複数の空間に区分したものは個 室ではありません。
  - び将来にわたって提供しようと想定している水準を表示する ものです。従って、例えば、現在は要介護者が少なく1.5:1 以上を満たす場合であっても、要介護者が増えた場合に2.5: 1程度以上の介護サービスを想定している場合にあっては、2 . 5: 1 以上の表示を行うことになります。なお職員体制の算 定方法については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備 及び運営に関する基準第175条第1項第2号イ及び同第2項の 規定によります。なお、「1.5:1」、「2:1」又は「2.5 : 1」の表示を行おうとする有料老人ホームについては、年 度ごとに職員の割合を算定し、表示と実態の乖離がないか自 ら検証するとともに、入居者等に対して算定結果及びその算 定方法について説明することが必要です。

注6)提携ホームには、老人保健施設、病院、診療所、特別養護│注5)提携ホームには、老人保健施設、病院、診療所、特別養護 老人ホーム等は含まれません。

## (別紙)

別紙様式

## 重要事項説明書

	記入年月日	
記入者名	所属・職名	

## 1. 事業主体概要

事業主体の名称、主たる	る事務所の所在地及	び電話番号その他の連絡先
事業主体の名称	法人等の種類	なし あり !
	名称	(ふりがな)
事業主体の主たる	₸	
事務所の所在地		
	電話番号	
事業主体の連絡先	FAX 番号	
	ホームページア	なし
	ドレス	あり: http://
事業主体の代表者の	氏名	
氏名及び職名	職名	
事業主体の設立年月日		

事業主体が当該都道府県内で実施する他の介護サービス						
介護サービスの種類			事業所の名称	所	在	地
				***	•	
<居宅サービス>						
訪問介護	あり	なし				
訪問入浴介護	あり	なし				
訪問看護	あり	なし				
訪問リハビリテーション	あり	なし				
居宅療養管理指導	あり	なし				
通所介護	あり	なし				
通所リハビリテーション	あり	なし				
短期入所生活介護	あり	なし				
短期入所療養介護	あり	なし				
特定施設入居者生活介護	あり	なし				
福祉用具貸与	あり	なし				
特定福祉用具販売	あり	なし				
<地域密着型サービス>  	なり	721	T			
夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護	ありあり	なしなし				
小規模多機能型居宅介護	あり	なし				
認知症対応型共同生活介護	あり	なし				
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生	あり	なし				
活介護		140				
居宅介護支援	あり	なし				
<居宅介護予防サービス>						
介護予防訪問介護	あり	なし				
介護予防訪問入浴介護	あり	なし				
介護予防訪問看護	あり	なし				
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし				
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし				
介護予防通所介護	あり	なし				
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし				
介護予防短期入所生活介護	あり	なし				
↑	ありあり	なしなし				
<u>介護予防特定施設入居有生品介護</u>   介護予防福祉用具貸与	あり	なし				
	あり	なし				
	(V) 'Y	なし				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし				
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし				
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし				
介護予防支援	あり	なし				
<介護保険施設>						
介護老人福祉施設	あり	なし				
介護老人保健施設	あり	なし				
介護療養型医療施設	あり	なし				

## 2. 施設概要

施設の名称、所在地及び電話	舌番号その他の	連絡先
施設の名称	(ふりがな)	
施設の所在地	〒	
	電話番号	
施設の連絡先	FAX 番号	
	ホームペー	なし
	ジアドレス	あり: http://
施設の開設年月日		
施設の管理者の氏名	氏名	
及び職名	職名	
施設までの主な利用交通手具		
施設の類型及び表示事項		
介護保険事業所番号		
特定施設入居者生活介護の	事業の開始年月	日又は開始予定年月日、指定又は許可を
受けた年月日(指定又は許す	可の更新を受け	た場合にはその年月日)
事業の開始(予定)年月		
<b>I</b>		
指定の年月日		
指定の更新年月日		

## 3. 従業者に関する事項

3.	ひ オ	<b>長者に関する事項</b>						
職	種別	川の従業者の人数及びその	勤務形態					
	有	料老人ホームの人数及びそ	この勤務用	<b>钐態</b>			1	
		実人数	常	勤	非常	非常勤		常勤換
			専従	非専従	専従	非専従		算人数
		施設長						
		生活相談員						
		看護職員						
		介護職員						
		機能訓練指導員						
		計画作成担当者						
		栄養士						
		調理員						
		事務員						
		その他従業者						
	1	週間のうち、常勤の従業者	が勤務で	ナベき時	間数	•		
	*	常勤換算人数とは、当該	変事業所の	の従業者	の勤務延	時間数を	当該事業	所におい
	て	常勤の従 業者が勤務すべ	(き時間数	数で除す	ることに	より、当詞	亥事業所	の従業者
	0	人数を常勤の従業者の人	、数に換算	草した人	数をいう。			
		従業者である介護職員が	有してい	る資格				
		延べ人数		常勤			非常勤	助
			<b>事</b> 衍		非専従	専	従	非専従
		社会福祉士						
		介護福祉士						
		介護職員基礎研修						
		訪問介護員1級						
		2 級						
		3 級						
		介護支援専門員						
		従業者である機能訓練指	導員が有	している	 5資格			
		延べ人数	4 2 7 11	常勤			非常勤	<u></u> 勤
			 専 衍		非専従	車	従	非専従
		理学療法士	,1 M	-	>1 4 he	,,	, ,	)
		作業療法士						
		言語聴覚士						
		看護師及び准看護師						
		柔道整復士						
		あん摩マッサージ指圧師						
	梅	勤を行う看護職員及び	最小時の		直の従事者	 fを除いた	人数)	
		護職員の人数 :	平均時の		中ツルザル	1 C MV 4 . /C	/ \ %\ /	
	ノ	皮 144 只 ソ 八 刄	十~4年4月	/ / <b>以</b>				

特定	施設入居者生活介護の	提供に当	たる従業	者の人数	及びその	勤務形態	
	実人数	常	勤	非常	常勤	合計	常勤換
		専従	非専従	専従	非専従		算人数
生	E活相談員						
看	<b>手護職員</b>						
介	<b>广護職員</b>						
楔	&能訓練指導員						
言	十画作成担当者						
そ	この他従業者						
1 週	間のうち、常勤の従業	者が勤務	すべき時	間数			
*	常勤換算人数とは、当	該事業所	の従業者	の勤務延	時間数を	当該事業	所におい
て常	勤の従 業者が勤務す	べき時間	数で除す	ることに	より、当	該事業所	の従業者
の人	数を常勤の従業者 の	人数に換	算した人	数をいう	0		
()	É業者である介護職員か	バ有してレ	\る資格				
	延べ人数		常勤			非常勤	
		専従	Ė	非専従	専	従	非専従
	社会福祉士						
	介護福祉士						
	介護職員基礎研修						
	訪問介護員1級						
	2 級						
	3 級						
	介護支援専門員						
(	£業者である機能訓練打	旨導員が有	すしている	5資格			
	延べ人数		常勤			非常勤	d e e e e e e e e e e e e e e e e e e e
		専従	Ė	非専従	専	従	非専従
	理学療法士						
	作業療法士						
	言語聴覚士						
	看護師及び准看護師						
	柔道整復士						
	あん摩マッサージ指圧師						
管理	者の他の職務との兼務	の有無					なし
管	<b>管理者が有している当</b>	なし	/	あり		資格等の	名称
討	<b>亥業務に係る資格等</b>				! !		
特定	施設入居者生活介護の	利用者に	対する看	護職員及	び介護職	員の常	
勤換	算方法による人数の割	合					

従業者の当該介護サービスに係る業務に従事した経験年数等							
		看護職員		介部	介護職員		談員
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	前年度1年間の採用者数						
	前年度1年間の退職者数						
	業務に従事した経験年数						
	1年未満の者の人数						
	1年以上3年末満の者の人数						
	3年以上5年末満の者の人数						
	5年以上10年末満の者の人数						
	10年以上の者の人数						
		機能	能訓練指導	拿員	計画	i作成担当	4者
		常勤	j	非常勤	常勤	3	常勤
	前年度1年間の採用者数						
	前年度1年間の退職者数						
	業務に従事した経験年数						
	1年未満の者の人数						
	1年以上3年未満の者の人数						
	3年以上5年末満の者の人数						
	5年以上10年末満の者の人数						
	10年以上の者の人数						
従	業者の健康診断の実施状況				なし		あり

## 4. サービスの内容

施	設の運営に関する方針		
I			
介	護サービスの内容、利用定員等		
	個別機能訓練の実施(介護報酬の加算)の有無	なし	あり
	夜間看護体制加算(介護報酬の加算)の有無	なし	あり
I	人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	なし	あり
	利用者の個別的な選択による介護サービスの実施状況	別	紙
	協力医療機関の名称		
	(協力の内容)		
	協力歯科医療機関 なし あり その名称		
	(協力の内容)		
	要介護時における居室の住み替えに関する事項		
	要介護時に介護を行う場所		

入居後に居室を住み替える場合							
一時介護室へ移る場合							
判断基準・手続について							
(その内容)							
追加的費用の有無	なし	あり					
居室利用権の取扱い							
(その内容)							
入居一時金償却の調整の有無	なし	あり					
従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり					
従前居室との仕様の変更							
便所の変更の有無	なし	あり					
浴室の変更の有無	なし	あり					
洗面所の変更の有無	なし	あり					
台所の有無	なし	あり					
その他の変更の有無	なし	あり					
(その内容)							
介護居室へ移る場合							
判断基準・手続について							
(その内容)							
追加的費用の有無	なし	あり					
居室利用権の取扱い							
(その内容)							
入居一時金償却の調整の有無	なし	あり					
従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり					
従前居室との仕様の変更							
便所の変更の有無	なし	あり					
浴室の変更の有無	なし	あり					
洗面所の変更の有無	なし	あり					
台所の有無	なし	あり					
その他の変更の有無	なし	あり					
(その内容)							

	その他	なし	あり
	判断基準・手続について		
	(その内容)		
	追加的費用の有無	なし	あり
	居室利用権の取扱い		
	(その内容)		
	入居一時金償却の調整の有無	なし	あり
	従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり
	従前居室との仕様の変更		
	便所の変更の有無	なし	あり
	浴室の変更の有無	なし	あり
	洗面所の変更の有無	なし	あり
	台所の有無	なし	あり
	その他の変更の有無	なし	あり
	(その内容)		
	入居に関する要件 <u></u>	<del></del>	
	している者を対象	なし	あり
	援の者を対象	なし	あり
	護の者を対象	なし	あり
┃ ┃ ┃	事項		
契約の何	解除の内容		
	舌の内容		
入居定			
その他			
	l		

入居者の状況						
入居者の人数(報告に関	する計画の	の基準日	の前月	末日)		
	要介護1	要介護 2	要介護:	要介護4	要介護 5	合計
65歳未満						
65歳以上75歳未満						
75歳以上85歳未満						
85歳以上						
	自立	要支援1	要支援	2 経過的	的要介護	合計
65歳未満						
65歳以上75歳未満						
75歳以上85歳未満						
85歳以上						
入居者の平均年齢						
入居者の男女別人数	男性			女性		
入居率(一時的に不在と	なってい	る者を含	む。)			
前年度の有料老人ホーム	又は軽費	老人ホー	ムを退	居した者の	)人数	
	要介護1	要介護 2	要介護:	要介護4	要介護 5	合計
自宅等						
社会福祉施設						
医療機関						
死亡者						
その他						
	自立	要支援1	要支援	2 経過的	的要介護	合計
自宅等						
社会福祉施設						
医療機関						
死亡者						
その他						
入居者の入居期間						
入居期間 6ヶ月未満	6ヶ月以」	1 年以	上	5年以上	10年以上	15年以上
	1年未満	5年未	満	10年未満	15年未満	
入居者数						

設、設備等の状況		笠 ロ 日 の	0 17 HI H	ナフエル	z +	+> 1	4:
建物の構造	建築基準法第2条第					なし	あ
	建築基準法第2条第		3に規正			なし	あ
居室の状況	区分			室数	人数	1の居室	ル木口
	一般居室個室	あり	なし			1	
	一般居室相部屋	, .			- <del> </del> - <del> </del>		
		あり	なし		- <del> </del> - <del> </del>		
					<u> </u>		
	介護居室個室	あり	なし				
	介護居室相部屋				.j		
		あり	なし		 		
	一時介護室				 	1	
		あり	なし		i !		
					- ¬ <b></b>   		
共用便所の設置		うち男	女別の	対応が可	能な数		
数		うち車	<b>右</b> 荷子等(	の対応が	可能な数		
個室の便所の設		個室に	おける位	更所の設	置割合		
置数		うち車	椅子等。	の対応が	可能な数		
浴室の設備状況	浴室の数	個彩	大 行	浴槽	特殊浴槽	リフ	ト洋
				, , , , , ,	, ,	1	
その他、浴室	の設備に関する事	項	I			1	
食堂の設備状況	2.2						
	理を行う設備状況				なし	あ	ŋ
その他、共用施記					<u> </u>	1 27	
なしあり							
バリアフリーの対	1						
(その内容)	.1 V.FN.V. D.F.						
緊急通報装置の記		ti	: L	一部	あり	各居室内	にお
外線電話回線の記			: L	一部		各居室内	
テレビ回線の設置			: L	平部		各居室内	
施設の敷地に関っ		/		l ¤h	W) T		$(\cup \alpha)$
敷地の面積	1 '3 ヺス						
事業所を運営す	- ス法人が正右	+:	: L	並ハ	あり	あり	)
サ 表別を連呂 9 抵 当権の言		<u>ا</u> 'ا		1	し	あり	
	X /C			1,7,		<i>(V)</i>	
貸借(借地)	t n	1 老刀 砂	1 甘田 芦目	始		绞	
なし	あり	<del></del>	期間			終	4:
歩乳の建物に明っ	 トz 東 佰	!   笑:	約の自動	史		なし	あ
施設の建物に関う							
建物の延床面		. 2	7		en + 10	L in	
事業所を運営す		な	し し	+	形あり	あり	
抵当権の記	发定			7,	まし	あり	)
貸借 (借家)		1 .		1	Т		
なし	あり	ı <del></del>	期間	始		終	
		契	約の自動	更新		なし	あ

利	用者:	からの	苦情に対応	なする窓口等の	状況		
	事業	美主体や	や施設に設	置している利月	用者からの苦情に対応す	一る窓口	
		窓口の	名称				
	-	電話番	号				
		対応し	ている時	平日			
		間		土曜			
				日曜・祝日			
		定句	木日 等				
	上記	2以外の	つ利用者か	らの苦情に対応	芯する主な窓口等		
		窓口の	名称				
		電話番	号				
		対応し	ている時	平日			
		間		土曜			
				日曜・祝日			
		定句	木日 等				
サ					が発生したときの対応		
				り加入状況			
		なし	あり	(その内容)			
	7.0	. tile . A	-#: 11 1× 1×	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ははよっとすれが変せしょ	1 2 0 4 (+)	マ月月 上ファー
			1		賃貸すべき事故が発生した	ことさの対応し	(関すること
		なし	あり	(その内容)			
11-	L	フの坦	出 内 宏 に 目	<u>!</u> 関する特色等			
9		への症 - の内室		的9つ村巴寺			
	( - (	. V/ P1/4	<b>1</b>				
利	用者:	生の音	見を把握す	トス体制 第三	者による評価の実施状況		
1.3					刊用者の意見等を把握す		· 況.
		なし	あり	実施した年月			
		- C		当該結果の開		なし	あり
	第三	- E者にJ	<u>.</u> にる評価の			<u> </u>	
		なし	あり	実施した年月	H		
				実施した評価			
				当該結果の開		なし	あり

## 5. 利用料金

年齢に	羊齢により一時金の料金が異なる場合							あり	
一時金	<b>企に関する費用</b>								
1	①居室に要する一時金(一般居室や介護居室、共用部分							あり	
	の利用のための家賃相当	額に充	き当され	ιるもの	))				
	名称								
			最低	の額	最高の額	暃	<b>是多</b> 征	格帯	
	人の入居の場	易合	円		円		円		戸
			最低	の額	最高の額	占	<b>是多</b> 征		
	人の入居の場	易合	<u> </u>	円	円		円		戸
			最低	の額	最高の額	占	<b>是多</b> 個	6格帯	
	人の入居の場	易合		円	円		円		戸
	一時金の償却に関する事	 厚項		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
	償却開始		入居を	とした月	1	なし	,	あり	
		-	上記以		·	(その			
						,	. •		
	初期償却率(%)		 I						
	償却年月数		 I						
	解約時返還金の算定方法	Ė.	 I						
	保全措置の実施状況			あり	! (その内容	₹)			
			なし		 	4 /			
(2)	利用者の選定による介護	サービ	 ごス利用	割料	なし			あり	
_	人員配置が手厚い場合の				•				
`	(「あり」の場合、その				<u> </u>				
				• 117					
	「あり」の場合、介護保険	 給付及	 ってド和 用	者負担,	<u></u> 分による収入	によって	1 賄え	ない額に	充
	当するものとしての合理的			17,1		なし		あり	, .
	名称	7 0 12 71				0, 0		0.7 7	
	一時金の償却に関する事	 [ [ [ [ [ [ [ ]							
	償却開始		入居な	とした月	1	なし	,	あり	
		-			<u>.</u> 開始した月	なし		あり	
				人外	71174 0 7071		<u>- </u> つ内容		
			1 HO 6	371		( )	> 1 <b>3</b> ~ H	,	
	初期償却率(%)		. <u> </u>						
	賞却年月数								
	解約時返還金の算定方法	±.	. <u> </u>						
	保全措置の実施状況	7	なし	あり	: (その内容	₹)			
			,		 	1. )			
1	1			,	•				

③利用者の個別的な選択によ	る介護サービス利用料	なし	あり
(「あり」の場合、その内	容及び利用料)		
名称			
一時金の償却に関する事項	ĺ		
償却開始	入居をした月	なし	あり
	サービス提供を開始した月	なし	あり
	上記以外	(その内容)	
初期償却 (%)			
償却年月数			
解約時返還金の算定方法			
保全措置の実施状況			
なしあり	(「あり」の場合、その	内容)	
④その他に要する一時金		なし	あり
(「あり」の場合、その内	容及び利用料)		
名称			
解約時返還金の算定方法			
保全措置の実施状況			
なしあり	(「あり」の場合、その	内容)	
一時金に対する留意事項等	-		
, k 10	/「より・の旧人 フの	上 歩 \	
なしあり	(「あり」の場合、その	门谷)	

介護	保険	給付以外のサービスに要する費用		
F	額(	り場合の利用料の額		
	管	理費 なし あり		円
		(「あり」の場合、その使途)		
	食	費 なし あり		円
		(「あり」の場合、その内容)		
		熱水費 なし あり		円
	利	用者の個別的な選択による介護サービス利用料	<u> </u>	
		人員配置が手厚い場合の介護サービス なし	į ž	5 9
		(「あり」の場合、その内容及び利用料)		
			, <b>,</b> , , , , , , , , , , , , , , , , ,	~ #+ >
		「あり」の場合、介護保険給付及び利用者負担分による収		
		額に充当するものとしての合理的な積算根拠 個別的な選択による介護サービス	なし なし	ありあり
		「「あり」の場合、その内容及び利用料)	<b>ル</b> し	<i>Ø</i> ) ')
	家	<u> </u>		円
	<u>_</u> _	の他に必要な月額利用料	なし	あり
		(「あり」の場合、その内容及び利用料)	3. 2	
ž	このも	也、一時金及び利用料以外に必要な利用料	なし	あり
		(「あり」の場合、その内容及び利用料)		

添付書類:「介護サービス等の一覧表」

*					
	説明年月日	平成	年	月	日
	説明者署名_				

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

## 介護サービス等の一覧表

	特定施設で表表で、大学を表表で、大学を表示を表示である。	特 定 活 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 の 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	別途利用料を 徴収した上で、実施する	備  考
介護サービス 食事介助 排泄介助・おむつ交換 おむつ代 入浴(一般浴)介助・清拭 特浴介助 身辺介助(移動・着替え等) 機能訓練 通院介助(協力医療機関) 通院介助(協力医療機関以外)	ななななななななななななななななななななななななななななななななななななななな	りりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり	りりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり	
居室清掃 リ市 東 日常室 市 一 日本 一 日本 一 日本 一 日本 一 日本 一 日本 一 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	ななななななななななななななななななななななななななななななななななななななな	ななななななななななななななななななななななななななななななななななななななな	ななななななななななななななななななななななななななななななななななななななな	
健康管理サービス 定期健康診断 健康相談 生活指導・栄養指導 服薬支援 生活リズムの記録(排便・睡眠等)	りりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり	ななしし あああああ あああああ	りりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり	
入 <u>退院時・入院中のサービス</u> 移送サービス 入退院時の同行(協力医療機関) 入退院時の同行(協力医療機関以外) 入院中の洗濯物交換・買い物 入院中の見舞い訪問	ななななななななななななななななななななななななななななななななななななな	なななし ししししし あああああ あああありり	りりりりり あああああ あああああ	

### 各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の 一部を改正する省令」の施行に伴う通知の廃止について

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(平成18年厚生労働省令第79号)附則第2条の規定により、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十四条に規定する講習会を指定する省令」(平成14年厚生労働省令第121号)が廃止され、それに伴い、「福祉用具専門相談員指定講習会の指定について」(平成11年6月9日老発437号厚生省老人保健福祉局長通知)を平成18年3月31日をもって廃止することとしたので、御了知の上、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

また、福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与並びに特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売については、「介護保険法等の一部を改正する法律」(平成17年法律第77号)及び「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」(平成18年政令第154号)の施行に伴い、平成18年4月1日以降は、介護保険法施行令第3条の2の規定に基づき、同条第1項に規定する福祉用具専門相談員から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われることとなり、同条同項第10号に規定する都道府県知事が行う福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定については、同条第2項及び第3項、介護保険法施行規則第22条の31、第22条の32、第22条の33及び第22条の34並びに「介護保険法施行規則第二十二条の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容」(平成18年厚生労働省告示第269号)において規定されているところである。

なお、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十四条に規定する講習会を指定する省令により指定されている講習会については、介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第18条第1項及び「介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者」(平成18年厚生労働省告示第318号)により、平成18年4月1日に介護保険法施行令第3条の2第1項第10号の指定を受けたものとみなされることとなるので、御了知の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

老振発第0331008号 平成18年3月31日

都道府県 各 指定都市 介護保険主管部(局)長 殿 中 核 市

厚生労働省老健局振興課長

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」 等の一部改正について

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企発第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)及び「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書の様式について」(平成11年12月8日老企第31号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)について、介護保険法(平成9年法律第123号。)等の改正及び利用者主体の介護サービス計画を作成する観点から、今般、別添のとおり改めることとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図られたい。

- 第1 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年 11月12日老企発第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)の一部改正
  - 1 別紙1を次のように改める。
  - (1) 第1表の「要介護状態区分」欄中、「要支援・」を削る。
  - (2) 第2表中、「援助目標」を「目標」に改める。
  - (3) 第6表及び第7表の上段右側の「作成年月日 年 月 日」を削る。
  - (4) 第7表の「要介護状態区分」欄及び「変更後要介護状態区分変更日」欄中、「要 支援」を削る。
  - (5) 第8表の「サービス種類」の欄に、「夜間対応型訪問介護」、「認知症対応型通所 介護」及び「認知症対応型共同生活介護」を加える。
  - (6) 居宅サービス計画書記載要領2の②中、「援助目標」を「目標」に改め、同記載 要領に次のように加える。
    - 「⑧ 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のサービスを必要とする理由 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付ける場合に おいては、「生活全般の解決すべき課題」・「サービス内容」等に当該サービス を必要とする理由が明らかになるように記載する。

なお、理由については、別の用紙(別葉)に記載しても差し支えない。」

- (7) 同記載要領6中、「援助目標」を「目標」に改める。
- 2 別紙2を次のように改める。
- (1) 第2表中、「援助目標」を「目標」に改める。
- (2) 第7表の上段右側の「作成年月日 年 月 日」を削る。
- (3) 施設サービス計画書記載要領2の②中、「援助目標」を「目標」に改める。
- (4) 同記載要領7中、「援助目標」を「目標」に改める。
- 3 別紙3を次のように改める。
- (1) Ⅱの1中、「介護保険法第7条第18項」を「介護保険法第8条第21項」に改める。
- (2) Ⅱの2中、「介護保険法第7条第20項」を「介護保険法第8条第23項」に改める。
- (3) Ⅳの1の⑭中、「法第27条(要介護認定)第8項第1号、第2号及び法第32条(要支援認定)第4項第1号、第2号」を「法第27条(要介護認定)第5項第1号、第2号」に改める。
- (4) Nの2の②中、「援助目標」を「目標」に改め、Ⅳに次のように加える。

「⑧ 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のサービスを必要とする理由「理由」

福祉用具については、利用者の心身の状況に合わない福祉用具が提供されることで自立を妨げてしまうおそれもあり、自立支援の観点から、適切な福祉用具が選定され利用されるように、福祉用具を必要とする理由を把握することが重要である。

### [記載要領]

福祉用具貸与又は特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付ける場合においては、「生活全般の解決すべき課題」・「サービス内容」等に当該サービスを必要とする理由が明らかになるように記載する。

なお、理由については、別の用紙(別葉)に記載しても差し支えない。」

- (5) №の6中、「援助目標」を「目標」に改める。
- (6) VIの1の②中、「「要支援」を削除し、」を削る。
- 第2 「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書の様式について」(平成11年12月 8日老企第31号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)の一部改正
  - 1 通知中、「、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護」を「及び特 定施設入居者生活介護」に改める。

算 定 理 由

## 居宅サービス計画書(1)

初回・紹介・継続 認定済・申請中 利用者名 生年月日 年 月 日 住所 居宅サービス計画作成者氏名 居宅介護支援事業者・事業所名及び所在地 居宅サービス計画作成(変更)日 初回居宅サービス計画作成日 年 月 日 認定の有効期間 認定日 要介護状態区分 ── 要介護1 ・ 要介護2 ・ 要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5 利用者及び家族の 生活に対する意向 介護認定審査会の 意見及びサービス の種類の指定 総合的な援助の 方 生活援助中心型の 2. 家族等が障害、疾病等 3. その他( 1. 一人暮らし

## 第 2 表

## 居宅サービス計画書(2)

生活全般の解決す		援助	目 標			援	助 内 容	:		
べき課題(ニーズ)	長期目標	(期間)	短期目標	(期間)	サービス内容	<b>※</b> 1	サービス種別	<b>※</b> 2	頻度	期間

- ※1 「保険給付の対象となるかどうかの区分」について、保険給付対象内サービスについては〇印を付す。
- ※2 「当該サービス提供を行う事業所」について記入する。

第 6 表

# 居宅介護支援経過

利用者名			居宅サーヒ	ごス計画作成者氏名	
年月日	内	容	年月日	内	容

第7表

認定済・申請中

作成年月日 年 月 一

平成 年 月分 サービス利用票 (兼居宅サービス計画)

居宅介護支援事業者→利用者

-																	
Ī	保 険 者			! !	1 I 1 I	1 1	// I/O +/ //			居宅介護支援			<i>体</i> + 左		平成		利用者確認
	番号	-		į	i i		保険者名			事業者事業所名担 当 者 名			作成年	月日	年月	月日	
	被保険者	. ! !		!	i i		フリガナ			保険者確認印			届	出	平成		
	番号			! ! !			被保険者氏名			保険有確認印			年 月	日		年 .	月 日
Ī		明・大・昭					要介護状態区分	<del>要支援</del> 1 2 3 4		区分支給		限度額適用	平成	年	月から	前月まで	
	生年月日	年 年	月	日	性別	男・女	変 更 後 要介護状態区分	要支援 1 2 3 4	5	限度基準額	単位/月	期間				前月まで の短期入 所利用日	
		+	Я	н			変更日	平成 年 月	日	以 及 卒 华 俄		初同	平成	年	月まで	数	日

		サービス														J	月間 t	ナービ	え計	画及	び実	績の	記録											
提供時間帯	サービス内容	サービス 事業者 事業所名	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28 ¦	29 ¦ 3	30 ¦	31 合語
		事業所名	曜日				Î	i i	İ	i	i	Î	i i		!	i i	Î	i i	i	i					Î	i i	i i	į	i	į	į	į	Ţ	回数
			予定				i I		i	i	Ī	i I	i i				i I	i i	i	i					î Î		i i	İ	Ī	Ī	Ī	i	i	
			実績				I I	l I	I I	l I	i i	l I	I I		I	l I	I I	, , , ,	ı						I I	ı İ	 	ı	1	i	i	ı İ		
			予定				l I	i i	i i	i	1	l I	1 I			l I	l I	, , , ,							l I	!	, , , ,	i	ı	1	ı I	I I	T	
			実績				l l	i i	l l	i	i I	1	l		i i	i I	l l	, , , ,	i	ı	,				i i	i I	1 I	i	i	ļ	ļ	ļ		
			予定				1	i	i	i	i	i I	<del>                                     </del>			i	1	<del>   </del>	i	i							<del>   </del>	i	i	i	i	i		
			実績				!	l I	!	i	!	i				l I	!	<del>! !</del>								!	<del>                                     </del>		i	i !	į			
			予定				!	i i		!		i I				i I	!		i						!	!			į	į	į	į	-	
			実績				1	!	!	į	!	!				!	1	<u> </u>	l	. !					!	!				ļ	į	İ	-	
			予定				1	i i	İ	!	i	! !	i .			i i	1	i i	i	į			i	İ	1	!	I I	i	į	į	i	į	i	
			実績				i i	i i	İ	i	į	i I	i i			i i	i i	I I	i	İ					i i	i i	I I	i	į	į	i	i	i	
			予定				i I	i i	i	i i	i i	i I	i i		i I	i i	i I	i i	i	i					i I	i I	i i	i	i	i	i	i	i	
			実績				I I	l I	I I	I I	! !	l I	I I		! !	l I	I I	 			,				I I	! !	l I I I	1	!	¦	ļ	1		
			予定				1 1	i I	1	1	l I	1 1	] 		l I	l I	1 1	I I							l I	l I	I I	1	ŀ	ļ	ļ	ı	ı	
			実績				l I	l I	I I	i i	l I	l I	] 		l   	l I	l I	l I I I	I	1	,				i i	l I	l I I I	ı	1	l I	ļ	l I	ı	
			予定				l I	i i	1	l	i i	l I	l			i	l I	, , , ,	i	i					l I	! !	, , , ,	1	i	ļ	i i	l I	ı	
			実績				i I	i	!	i	!	l	1 !			i I	i I	!!!	i	i					i i		!!!		i	į	į	ļ	-	
			予定				1	l	!	1	!	1					1	!	i	i					1			į	i	į		į	-	
			実績				!	i I	i	İ	į	!	i i			l I	!	 	i	i					!		 	į	į	İ	į	į	i	
			予定				1	i	1	i	i	1				i	1	I I	Ī	i					1	i	I I	i	į	İ	İ	İ	Ī	
			実績				i i	i I	İ	i i	ļ	i I	i i			l I	i i	I I	ı	Ī					i i	i I	I I	i	i	į	į	İ	Ī	
			予定		l		I I	l I	1	I I	! !	I I	1 ! 1 !		l I	l I	I I	 			ļ		l I	l I	l I	l I	 	1	;	!	!	 	1	
			実績		 		] 	l I	1	I I	l I	] 	] 		 	l I	] 	 			,		l I	l I	] ]	l I	l I I I	1	!	l l	l I	I I	1	
			予定				l I	l I	] 	I I	 	l I	] 		 	l I	l I	 							l I	l I	 	1	!	ļ	ļ	l I	l L	
			実績					l 	I	 	1	I				! !				Ī					1	!			Ī	- 1				
			予定				l I	l I	l I	l I	! !	! !	1   1		l	l I	l I	l	ı I						! !	l I	l	1	ı İ	ļ	l I	l	1	
			実績				1	l I	1	l I	1		I I		l	l I	1			1					1	l I	l 1 l 1	1	1	j j	İ	1	1	
			予定				I		1				1				I		Ī									Ī	1	I	I		1	
			実績				i	i	1	i	l	i i	1			i	i	,	i	1			1		i	i	,	- 1	1	i	i	İ	i	

#### 区分支給限度管理 · 利用者負担計算

事業所名	事業所番 号	サービス内容/種類	サービスコ ー ド	単位数	割引率%	適用後 単位数	回数	サービス単位/金額	種類支給限度基 準を超える単位 数	種類支給限度 基準内単位数	区分支給限度基 準を超える単位 数	区分支給限度 基準内単位数	単位数 単価	費用総額 (保険対象分)	給付率 (%)	保険給付額	利用者負担 (保険対象分)	利用者負担 (全額負担分)
					1 17	1 1-20			~									
					-													
			区分支給限 度 基 準 額 (単位)				合計											

#### 種類別支給限度管理

サービス種類	種類支給限度 基準額(単位)	合計単位数	種類支給限度基準 を超える単位数	サービス種類	種類支給限度 基準額(単位)	合計単位数	種類支給限度基準 を超える単位数
訪問介護				短期入所生活介護			
訪問入浴介護				短期入所療養介護			
訪問看護				夜間対応型訪問介護			
訪問リハビリテーション				認知症対応型通所介護			
通所介護				認知症対応型共同生活介護			
通所リハビリテーション				合 計			
福祉用具貸与							

### 要介護認定期間中の短期入所利用日数

前月までの利用日数	当月の計画利用日数	累積利用日数

第 2 表

# 施 設 サ ー ビ ス 計 画 書 (2)

生活全般の解決す		援助	目 標			援 助 内	容	
べき課題(ニーズ)	長期目標	(期間)	短期目標	(期間)	サービス内容	担当者	頻  度	期間
7		0,,,,,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		, , , , , ,	, – –		7,7
								†
								†
								<del> </del>

第 7 表

# 施設介護支援経過

利用者名			施設サービ	ごス計画作成者氏名	
年月日	内	容	年月日	内	容
			†		
			<del> </del>		
			<del> </del>		

〇 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について(平成11年11月11日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

ひ ア で 文 で で で で で で で で で で で で で で で で で	現 行
(別紙1) (居宅サービス計画書記載要領)	(別紙1) (居宅サービス計画書記載要領)
(略)	(略)
1 第1表:「居宅サービス計画書(1)」 (略)	1 <u>第1表</u> :「居宅サービス計画書(1)」 (略)
2 第2表: 「居宅サービス計画書(2)」 ① (略)	2 <u>第2表</u> : 「居宅サービス計画書(2)」 ① (略)
②「 <u>目標</u> (長期目標・短期目標)」 「長期目標」は、基本的には個々の解決すべき課題に対応して設定するものである。ただし、解決すべき課題が短期的に解決される場合やいくつかの課題が解決されて初めて達成可能な場合には、複数の長期目標が設定されることもある。 「短期目標」は、解決すべき課題及び長期目標に段階的に対応し、解決に結びつけるものである。 緊急対応が必要になった場合には、一時的にサービスは大きく変動するが、目標として確定しなければ「短期目標」を設定せず、緊急対応が落ち着いた段階で、再度、「長期目標」・「短期目標」の見直しを行い記載する。 なお、抽象的な言葉ではなく誰にもわかりやすい具体的な内容で記載することとし、かつ目標は、実際に解決が可能と見込まれるものでなくてはならない。	②「 <u>援助目標</u> (長期目標・短期目標)」 「長期目標」は、基本的には個々の解決すべき課題に対応して設定するものである。ただし、解決すべき課題が短期的に解決される場合やいくつかの課題が解決されて初めて達成可能な場合には、複数の長期目標が設定されることもある。 「短期目標」は、解決すべき課題及び長期目標に段階的に対応し、解決に結びつけるものである。 緊急対応が必要になった場合には、一時的にサービスは大きく変動するが、目標として確定しなければ「短期目標」を設定せず、緊急対応が落ち着いた段階で、再度、「長期目標」・「短期目標」の見直しを行い記載する。 なお、抽象的な言葉ではなく誰にもわかりやすい具体的な内容で記載することとし、かつ目標は、実際に解決が可能と見込まれるものでなくてはならない。
⑧ 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のサービスを必要とする理由 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付け	

る場合においては、「生活全般の解決すべき課題」・「サービス内容」 等に当該サービスを必要とする理由が明らかになるように記載する。 なお、理由については、別の用紙(別葉)に記載しても差し支えない。

3~5 (略)

6 第6表:「居宅介護支援経過」

モニタリングを通じて把握した、利用者やその家族の意向・満足度等、 <u>目標</u>の達成度、事業者との調整内容、居宅サービス計画の変更の必用性 等について記載する。

漫然と記載するのではなく、項目毎に整理して記載するように努める。

7 • 8 (略)

(別紙2)

(施設サービス計画書記載要領)

(略)

- 1 (略)
- 2 第2表:「施設サービス計画書(2)」
- ① (略)
- ②「目標(長期目標·短期目標)」

「長期目標」は、基本的には個々の解決すべき課題に対応して設定するものである。ただし、解決すべき課題が短期的に解決される場合やいくつかの課題が解決されて初めて達成可能な場合には、複数の長期目標が設定されることもある。

「短期目標」は、解決すべき課題及び長期目標に段階的に対応し、 解決に結びつけるものである。

緊急対応が必要になった場合には、一時的にサービスは大きく変動

3~5 (略)

6 第6表:「居宅介護支援経過」

モニタリングを通じて把握した、利用者やその家族の意向・満足度等、 援助目標の達成度、事業者との調整内容、居宅サービス計画の変更の必 用性等について記載する。

漫然と記載するのではなく、項目毎に整理して記載するように努める。

7 • 8 (略)

(別紙2)

(施設サービス計画書記載要領)

(略)

- 1 (略)
- 2 第2表:「施設サービス計画書(2)」
- ① (略)
- ②「援助目標(長期目標·短期目標)」

「長期目標」は、基本的には個々の解決すべき課題に対応して設定するものである。ただし、解決すべき課題が短期的に解決される場合やいくつかの課題が解決されて初めて達成可能な場合には、複数の長期目標が設定されることもある。

「短期目標」は、解決すべき課題及び長期目標に段階的に対応し、 解決に結びつけるものである。

緊急対応が必要になった場合には、一時的にサービスは大きく変動